世田谷区環境美化等に関する条例の一部改正（素案）

・世田谷区環境美化等に関する条例一部改正の主旨
・現状と課題
・「世田谷区環境美化等に関する条例」見直しの考え方
・世田谷区環境美化等に関する条例の一部改正（素案）
・今後の取組み

世田谷区環境美化等に関する条例一部改正の主旨

区は、平成３０年４月に施行した「世田谷区環境美化等に関する条例」（以下「条例」と言います）において、「給餌」及び「給餌による迷惑行為」を定義するとともに、区民等に対し、給餌による迷惑行為を行わないよう努める責務を定めています。

しかしながら、条例では、給餌による迷惑行為については努力義務規定にとどまっており、区は普及啓発や協力依頼を行うことはできるものの、改善されない場合において、調査や指導、勧告、命令等の措置を講じることができない状態です。

近年、給餌による迷惑行為に関する相談件数は増加傾向にあり、また一部地域では長年に渡り、周辺住民の生活環境に著しい影響を及ぼしている事案もあります。一方、国においては、令和２年６月に「動物の愛護及び管理に関する法律」が改正され、周辺の生活環境の保全について、給餌に起因する生活環境被害に対して、指導、勧告、命令及び立入検査等を行う制度が整備され、都道府県や政令市等法律上権限がある全国複数自治体で、当該法律を適用した対応が始まっています。

このため、区としても給餌による迷惑行為の防止を図り、区民の良好な生活環境を確保するため、より実効的な対応がとれるよう、条例改正を行うこととしました。

現状と課題

（１）給餌による迷惑行為に関する相談状況の増加

給餌による迷惑行為に関する相談件数は近年増加傾向にあります。

令和８年度は９月末時点で３８件となっており、既に令和７年度の年間実績を上回っています。今後も一定数の相談が継続すると見込まれます。

給餌による迷惑行為に関する相談件数（令和８年９月３０日現在）

地域 / 年度	世田谷	北沢	砧	玉川	烏山	合計
R4	13	6	5	9	0	33
R5	13	3	5	9	1	31
R6	12	7	9	15	2	45
R7	14	10	4	5	3	36
R8(9/30まで)	21	4	1	11	1	38
合計	73	30	24	49	7	183

現状と課題

（２）給餌による迷惑行為の被害状況の長期化・深刻化

給餌を行うことで集まる野鳥によって、鳴き声、糞害、悪臭、羽毛の飛散、威嚇行為等の給餌による迷惑行為が発生しています。

また、洗濯物や住宅、自動車等への汚損、通行人や児童に対する威嚇行為など、周辺住民の生活環境に影響を及ぼしている事例も確認されています。

こうした生活環境被害は、一部地域では１５年以上にわたり継続しており、長期化、深刻化しています。





現状と課題

（３）現行条例の位置付けと対応の限界

世田谷区環境美化等に関する条例では、「給餌」及び「給餌による迷惑行為」を定義するとともに、区民等に対し給餌による迷惑行為を行わないよう努めることを求めています。

一方で、給餌による迷惑行為は条例上の禁止行為には位置付けられておらず、生活環境被害を防止する実効性のある対応を行うことが困難となっています。

（４）区の対応

区は条例に基づき、現地確認、普及啓発、文書送付、協力依頼等により対応を行ってきました。また、改善しない場合も引き続き協力依頼を継続的に行ってきました。

（５）２３区他自治体の状況

２３区では、令和２年６月の「動物の愛護及び管理に関する法律」改正前に、荒川区及び中野区が給餌による迷惑行為に対する対応を条例に位置付けており、また、法改正後は大田区、港区及び板橋区が条例を整備し、給餌による迷惑行為に対する対応を進めています。

現状と課題

※今の条例でできること・できないこと

できること＝ お願いするだけの対応

現地確認　普及啓発　文書送付　協力依頼

できないこと＝ 改善を求める手段がない

~~調査~~　~~指導~~　~~勧告~~　~~命令~~　~~公表~~　~~罰金~~

⇒ 対象者が応じなければ、それ以上対応を進めることができません。被害が続いても、次の一歩がない状態です。

「世田谷区環境美化等に関する条例」見直しの考え方

現状と課題及び審議会等における検討や専門的な議論を踏まえ、以下の考え方を基本とし、「世田谷区環境美化等に関する条例の一部改正（素案）」をとりまとめました。

（１）給餌行為そのものを一律に規制するのではなく、生活環境に著しい被害を生じさせる給餌による迷惑行為を禁止行為として位置付けます。

（２）現在、条例にある調査、指導、勧告、措置命令、罰金、公表という要素を、給餌による迷惑行為に対し、適用できるようにします。

（３）自主的な改善を促し、改善が見られない場合には、調査、指導、勧告、命令、罰則及び公表を段階的に適用する制度とします。

（４）対象者の特定や給餌行為と生活環境被害との因果関係の確認、命令や公表等の妥当性については、慎重な判断が必要であることから、学識経験者等による第三者機関を設置し、意見聴取を踏まえ、制度を運用します。

（５）制度の運用に当たっては、動物の愛護及び管理に関する法律の基本原則及び周辺の生活環境の保全の趣旨を十分に踏まえるものとします。

世田谷区環境美化等に関する条例の一部改正（素案）

「世田谷区環境美化等に関する条例」見直しの考え方を踏まえ、別紙新旧対照表のとおり、一部改正する条例の素案をまとめました。改正の概要は、以下のとおりです。

（１）給餌及び給餌による迷惑行為の構成要件を、国の「動物の愛護及び管理に関する法律」に合うよう改正します。

（２）これまで、努力義務としていた「給餌による迷惑行為」を禁止規定とします。

（３）立入調査、指導、勧告、措置命令、罰則、公表について、「給餌による迷惑行為」に適用できるよう改正します。

（４）立入調査は「給餌による迷惑行為」が行われている疑いがあるときを基本としつつ、勧告、措置命令等、必要な場合に実施できるものとします。

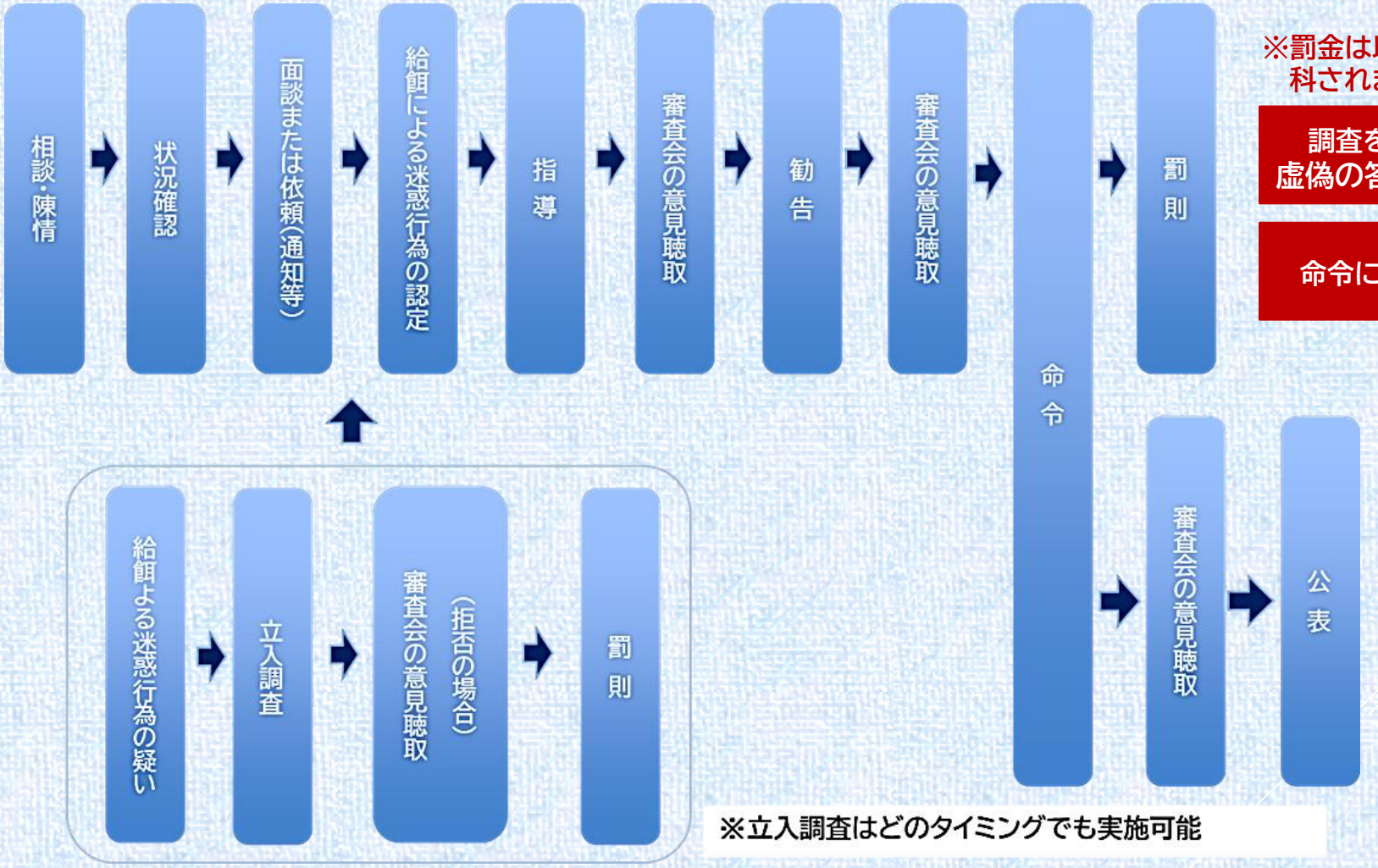
（５）公表は、措置命令違反の際、措置命令の内容、氏名、住所（町丁目）とし、あらかじめ、相手方からの意見を述べる機会を確保するものとします。

（６）勧告、措置命令、罰則、公表の際、専門家からの意見聴取を行うよう新たに「世田谷区生活環境審査会」を設置します。

世田谷区環境美化等に関する条例の一部改正（素案）

（７）措置命令、立入調査の拒否及び虚偽の答弁に対する罰金を新設します。

（８）これらを踏まえ、条例の全体の構成は、以下のとおりとします。



今後の取組み

条例改正に向け、条例内容の周知及び未然防止策の啓発、条例に基づく実施体制の整備を行っていきます。



（１）条例改正内容の周知

①　区のおしらせや区ホームページ等による周知

②　条例改正の概要をまとめた周知用チラシの作成、配布

③　生活環境被害の未然防止に向けた啓発の強化

（２）実施体制の強化

①　世田谷区生活環境審査会の設置及び運用に向けた体制の整備。

②　条例改正に係る解釈・運用、原因者への通知、交渉及び訴訟への対応に係る弁護士の専門的・法的助言体制の整備

③　関係部署との連携体制の強化

「世田谷区環境美化等に関する条例」の一部改正（素案）へのご意見をお待ちしています。

なお、「世田谷区環境美化等に関する条例」の全文については、ＨＰ等をご覧ください。

世田谷区環境美化等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区環境美化等に関する条例	○世田谷区環境美化等に関する条例
平成９年10月３日条例第49号	平成９年10月３日条例第49号
改正	改正
平成11年10月１日条例第39号	平成11年10月１日条例第39号
平成12年３月13日条例第34号	平成12年３月13日条例第34号
平成16年３月12日条例第11号	平成16年３月12日条例第11号
平成30年３月６日条例第24号	平成30年３月６日条例第24号
令和８年３月４日条例第６号	令和８年３月４日条例第６号
令和９年３月○日条例第○号	
世田谷区環境美化等に関する条例	世田谷区環境美化等に関する条例
（目的）	（目的）
第１条　この条例は、まちの環境美化の推進及び喫煙による迷惑行為又は給餌による迷惑行為の防止（以下「環境美化等」という。）について区、区民等、事業者等の責務を明らかにするとともに、空き缶等及び吸い殻等の散乱、喫煙による迷惑行為並びに給餌による迷惑行為の防止その他必要な事項を定めることにより、清潔できれいな、かつ、安全で快適なまちづくりを推進し、もって区民の生活環境の向上を図ることを目的とする。	第１条　この条例は、まちの環境美化の推進及び喫煙による迷惑行為又は給餌による迷惑行為の防止（以下「環境美化等」という。）について区、区民等、事業者等の責務を明らかにするとともに、空き缶等及び吸い殻等の散乱並びに喫煙による迷惑行為の防止その他必要な事項を定めることにより、清潔できれいな、かつ、安全で快適なまちづくりを推進し、もって区民の生活環境の向上を図ることを目的とする。
２　区は、この条例の運用に当たっては、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和４８年法律第１０５号）の基本原則及び周辺の生活環境の保全の趣旨を十分に踏まえるものとする。	
（定義）	（定義）
第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
（１）　区民等　区内に居住し、若しくは滞在し、又は区内を通過す	（１）　区民等　区内に居住し、若しくは滞在し、又は区内を通過す

改正後	改正前
る者をいう。	る者をいう。
（２） 事業者 区内で事業活動を行う者をいう。	（２） 事業者 区内で事業活動を行う者をいう。
（３） 公共の場所等 道路、公園、河川その他の公共の場所（以下「公共の場所」という。）及び他人の所有し、占有し、又は管理する土地、建築物又は工作物をいう。	（３） 公共の場所等 道路、公園、河川その他の公共の場所（以下「公共の場所」という。）及び他人の所有し、占有し、又は管理する土地、建築物又は工作物をいう。
（４） たばこ 健康増進法（平成14年法律第103号）第28条第１号に規定するたばこをいう。	（４） たばこ 健康増進法（平成14年法律第103号）第28条第１号に規定するたばこをいう。
（５） 指定喫煙場所 区民等が喫煙し、灰皿にたばこの吸い殻を入れる場所として区長が設置し、又は指定する場所をいう。	（５） 指定喫煙場所 区民等が喫煙し、灰皿にたばこの吸い殻を入れる場所として区長が設置し、又は指定する場所をいう。
（６） 空き缶等 飲食料を収納し、又は収納していた缶、瓶その他の容器をいう。	（６） 空き缶等 飲食料を収納し、又は収納していた缶、瓶その他の容器をいう。
（７） 吸い殻等 たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす及び紙くずをいう。	（７） 吸い殻等 たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす及び紙くずをいう。
（８） 喫煙 たばこを燃焼させ、又は加熱することにより、煙（蒸気を含む。以下同じ。）を発生させることをいう。	（８） 喫煙 たばこを燃焼させ、又は加熱することにより、煙（蒸気を含む。以下同じ。）を発生させることをいう。
（９） 喫煙による迷惑行為 喫煙することによりそのたばこの煙を他人に吸わせる行為又は喫煙に伴い、故意若しくは過失によりたばこの火を他人の身体若しくは所持するものに接触させる行為をいう。	（９） 喫煙による迷惑行為 喫煙することによりそのたばこの煙を他人に吸わせる行為又は喫煙に伴い、故意若しくは過失によりたばこの火を他人の身体若しくは所持するものに接触させる行為をいう。
(10) 給餌 自ら所有せず、かつ、占有しないカラス、ハト等の鳥（以下「野鳥」という。）に継続して餌を与える、又は給水を行う行為をいう。	(10) 給餌 自ら所有せず、かつ、占有しないカラス、ハト等の鳥（以下「野鳥」という。）に継続して餌を与える行為をいう。
(11) 給餌による迷惑行為 給餌をすることにより、その餌等を目当てとする野鳥を集散させ、当該野鳥による次のいずれかに該当するものにより周辺住民の身体若しくは財産又は生活環境に著しい被害を生じさせていると認められる行為であって、かつ、複数の周辺住民からの区長に対する苦情の申出等により、周辺住民の間で当該被害の発生が共通の認識となっていると認められる行為及び周辺住民	(11) 給餌による迷惑行為 給餌をすることにより、その餌を目当てとする野鳥を集散させ、当該野鳥による次のいずれかに該当するものにより周辺住民の身体若しくは財産又は生活環境に著しい被害（複数の周辺住民からの苦情の申出等により、周辺住民の間で当該被害の発生が共通の認識となっているものをいう。）を生じさせる行為をいう。

改正後	改正前
の日常生活に特に著しく支障を及ぼしているものとして特別の事情があると認められる行為をいう。	
ア　鳴き声その他の音	ア　鳴き声その他の音
イ　ふん尿その他の汚物の放置及びこれらにより発生する臭気	イ　ふん尿その他の汚物の放置及びこれらにより発生する臭気
ウ　羽毛の飛散	ウ　羽毛の飛散
エ　攻撃、威嚇及び破壊行為	エ　攻撃、威嚇及び破壊行為
(12)　空き地　現に人の使用していない土地をいう。	(12)　空き地　現に人の使用していない土地をいう。
(13)　危険な状態　雑草（かん木を含む。以下同じ。）が繁茂したまま放置されているため、住民の健康を害し、犯罪又は火災を発生させる等生活環境を著しく損なうような状態をいう。	(13)　危険な状態　雑草（かん木を含む。以下同じ。）が繁茂したまま放置されているため、住民の健康を害し、犯罪又は火災を発生させる等生活環境を著しく損なうような状態をいう。
（区の責務）	（区の責務）
第３条　区は、区民等、事業者等と一体となってまちの環境美化等に関する施策を行わなければならない。	第３条　区は、区民等、事業者等と一体となってまちの環境美化等に関する施策を行わなければならない。
２　区は、区民等、事業者等がまちの環境美化等について理解を深め、まちの環境美化等に係る行動を自主的に採ることができるよう、意識の啓発をしなければならない。	２　区は、区民等、事業者等がまちの環境美化等について理解を深め、まちの環境美化等に係る行動を自主的に採ることができるよう、意識の啓発をしなければならない。
３　区は、この条例の規定に違反する疑いがあると認められる行為について区民や事業者等から申立てを受けたときは、その内容について、現況を確認し、当該行為を行った者との話し合いに努めなければならない。	
（区民等の責務）	（区民等の責務）
第４条　区民等は、次に定める行動その他のまちの環境美化を推進するための行動を自主的に採るよう努めなければならない。	第４条　区民等は、次に定める行動その他のまちの環境美化を推進するための行動を自主的に採るよう努めなければならない。
（１）　屋外で自ら生じさせた空き缶等及び吸い殻等は、持ち帰り、又は適切な回収容器等に収納すること。	（１）　屋外で自ら生じさせた空き缶等及び吸い殻等は、持ち帰り、又は適切な回収容器等に収納する。
（２）　自己の所有し、又は管理する犬（以下「飼い犬」という。）を散歩させるときは、ふんを処理するための用具を携帯し、飼い犬	（２）　自己の所有し、又は管理する犬（以下「飼い犬」という。）を散歩させるときは、ふんを処理するための用具を携帯し、飼い犬

改正後	改正前
のふんをその用具により適正に処理すること。	のふんをその用具により適正に処理する。
2　区民は、その居住する地域において、空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止その他のまちの環境美化等について連帯して意識の醸成を図るよう努めるとともに、清掃活動に努めなければならない。	2　区民は、その居住する地域において、空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止その他のまちの環境美化等について連帯して意識の醸成を図るよう努めるとともに、清掃活動に努めなければならない。
（削除）	3　区民等は、周辺住民の良好な生活環境を確保するため、給餌による迷惑行為を行うことのないよう努めなければならない。
3　区民等は、まちの環境美化等に関する区の施策に協力するよう努めなければならない。	4　区民等は、まちの環境美化等に関する区の施策に協力するよう努めなければならない。
（事業者の責務）	（事業者の責務）
第５条　事業者は、事業活動に際して、法令等の手続に従った立看板等（立看板、はり紙その他これらに類するものをいう。）の設置その他の行為で、まちの環境美化に影響を及ぼすおそれのある行為を行うときは、まちの環境美化に配慮するとともに、事業所周辺の環境美化の推進に努めなければならない。	第５条　事業者は、事業活動に際して、法令等の手続に従った立看板等（立看板、はり紙その他これらに類するものをいう。）の設置その他の行為で、まちの環境美化に影響を及ぼすおそれのある行為を行うときは、まちの環境美化に配慮するとともに、事業所周辺の環境美化の推進に努めなければならない。
2　事業者は、公共の場所にいる区民等に対し喫煙による迷惑行為が行われることのないよう、事業者の所有し、又は占有する敷地（指定喫煙場所を除く。）内において、灰皿の撤去又は移設その他の環境の整備に努めなければならない。	2　事業者は、公共の場所にいる区民等に対し喫煙による迷惑行為が行われることのないよう、事業者の所有し、又は占有する敷地（指定喫煙場所を除く。）内において、灰皿の撤去又は移設その他の環境の整備に努めなければならない。
3　空き缶等の散乱の原因となる物の製造、加工、販売等を行う事業者（以下「販売事業者等」という。）は、空き缶等の散乱を防止するため、消費者への意識啓発及び回収容器の設置に努めなければならない。	3　空き缶等の散乱の原因となる物の製造、加工、販売等を行う事業者（以下「販売事業者等」という。）は、空き缶等の散乱を防止するため、消費者への意識啓発及び回収容器の設置に努めなければならない。
4　事業者は、まちの環境美化等に関する区の施策に協力するよう努めなければならない。	4　事業者は、まちの環境美化等に関する区の施策に協力するよう努めなければならない。
（空き地の所有者等の責務）	（空き地の所有者等の責務）
第６条　空き地の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、当該空き地の環境美化の推進に努めなければならない。	第６条　空き地の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、当該空き地の環境美化の推進に努めなければならない。
2　空き地の所有者等は、当該空き地を危険な状態にならないよう常	2　空き地の所有者等は、当該空き地を危険な状態にならないよう常

改正後	改正前
に適正に管理しなければならない。	に適正に管理しなければならない。
（喫煙者の責務）	（喫煙者の責務）
第６条の２　何人も、屋外において喫煙する場合は、公共の場所にいる区民等に対し喫煙による迷惑行為を行わないよう配慮しなければならない。	第６条の２　何人も、屋外において喫煙する場合は、公共の場所にいる区民等に対し喫煙による迷惑行為を行わないよう配慮しなければならない。
２　何人も、屋外の公共の場所及び公開空地（日常一般に開放され、歩行者が自由に通行し、又は利用することができる敷地をいう。）において、歩行中（自転車乗車中を含む。）に喫煙をしないよう努めなければならない。	２　何人も、屋外の公共の場所及び公開空地（日常一般に開放され、歩行者が自由に通行し、又は利用することができる敷地をいう。）において、歩行中（自転車乗車中を含む。）に喫煙をしないよう努めなければならない。
（指定喫煙場所の設置等）	（指定喫煙場所の設置等）
第６条の３　区長は、指定喫煙場所を設置する場合は、公共の場所等にいる区民等に対し喫煙による迷惑行為が行われることのないよう、必要な措置を講ずるものとする。	第６条の３　区長は、指定喫煙場所を設置する場合は、公共の場所等にいる区民等に対し喫煙による迷惑行為が行われることのないよう、必要な措置を講ずるものとする。
２　区長は、区長以外の者により設置された喫煙場所について、当該喫煙場所が前項の措置と同様の措置が講じられていると認める場合は、当該喫煙場所を指定喫煙場所として指定することができる。	２　区長は、区長以外の者により設置された喫煙場所について、当該喫煙場所が前項の措置と同様の措置が講じられていると認める場合は、当該喫煙場所を指定喫煙場所として指定することができる。
（禁止行為）	（禁止行為）
第７条　何人も、みだりに公共の場所等に空き缶等及び吸い殻等を捨ててはならない。	第７条　何人も、みだりに公共の場所等に空き缶等及び吸い殻等を捨ててはならない。
２　何人も、道路及び公園（指定喫煙場所を除く。）においては、喫煙をしてはならない。	２　何人も、道路及び公園（指定喫煙場所を除く。）においては、喫煙をしてはならない。
３　何人も、落書き（公共の場所等に設置される工作物等をみだりに塗料、墨等により汚損することをいう。）をしてはならない。	３　何人も、落書き（公共の場所等に設置される工作物等をみだりに塗料、墨等により汚損することをいう。）をしてはならない。
４　何人も、給餌による迷惑行為をしてはならない。	
（環境美化推進地区）	（環境美化推進地区）
第８条　区は、まちの環境美化の推進に関する施策を重点的に実施する必要があり、かつ、区民等及び事業者がまちの環境美化を推進す	第８条　区は、まちの環境美化の推進に関する施策を重点的に実施する必要があり、かつ、区民等及び事業者がまちの環境美化を推進す

改正後	改正前
るための活動に積極的に取り組んでいると認める地区を、環境美化推進地区（以下「推進地区」という。）として定めるものとする。	るための活動に積極的に取り組んでいると認める地区を、環境美化推進地区（以下「推進地区」という。）として定めるものとする。
２　推進地区は、別に条例で定めるものとする。	２　推進地区は、別に条例で定めるものとする。
（環境美化推進地区協力員）	（環境美化推進地区協力員）
第９条　区長は、まちの環境美化を推進するため、それぞれの推進地区について、その推進地区内の住民その他の区民等のうちから適当と認める者を環境美化推進地区協力員（以下「推進地区協力員」という。）として選定することができる。	第９条　区長は、まちの環境美化を推進するため、それぞれの推進地区について、その推進地区内の住民その他の区民等のうちから適当と認める者を環境美化推進地区協力員（以下「推進地区協力員」という。）として選定することができる。
２　推進地区協力員は、それぞれの推進地区内において、区と協力し、率先して啓発活動その他のまちの環境美化を推進するための活動を実施するものとする。	２　推進地区協力員は、それぞれの推進地区内において、区と協力し、率先して啓発活動その他のまちの環境美化を推進するための活動を実施するものとする。
（自主的な活動への支援）	（自主的な活動への支援）
第10条　区長は、啓発活動、清掃活動その他のまちの環境美化を推進するための自主的な活動を行う区民等又は事業者に対し、必要な支援を行うことができる。	第10条　区長は、啓発活動、清掃活動その他のまちの環境美化を推進するための自主的な活動を行う区民等又は事業者に対し、必要な支援を行うことができる。
（表彰）	（表彰）
第11条　区長は、まちの環境美化の推進に貢献したと認める者に対し、表彰を行うことができる。	第11条　区長は、まちの環境美化の推進に貢献したと認める者に対し、表彰を行うことができる。
（指導及び勧告）	（指導及び勧告）
第12条　区長は、販売事業者等が空き缶等の散乱を防止するための消費者への意識啓発及び回収容器の設置をしていない場合において必要があると認めるときは、当該販売事業者等に対し、当該措置を講ずるよう指導し、及び期限を定めて、当該措置を講ずるよう勧告することができる。	第12条　区長は、販売事業者等が空き缶等の散乱を防止するための消費者への意識啓発及び回収容器の設置をしていない場合において必要があると認めるときは、当該販売事業者等に対し、当該措置を講ずるよう指導し、及び期限を定めて、当該措置を講ずるよう勧告することができる。
２　区長は、空き地が危険な状態にあると認めるときは、当該空き地の所有者等に対し、雑草を除去するよう指導し、及び期限を定めて、雑草を除去するよう勧告することができる。	２　区長は、空き地が危険な状態にあると認めるときは、当該空き地の所有者等に対し、雑草を除去するよう指導し、及び期限を定めて、雑草を除去するよう勧告することができる。
３　区長は、給餌による迷惑行為が行われている場合において必要が	

改正後	改正前
あると認めるときは、当該給餌を行っている者に対し、当該給餌の停止その他の給餌による迷惑行為の防止に必要な措置をとるよう指導し、及び期限を定めて、当該措置をとるよう勧告することができる。	
4　区長は、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ第17条に規定する世田谷区生活環境審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴かなければならない。	
（公表）	（公表）
第13条　区長は、前条第１項の規定により回収容器の設置に係る勧告を受けた者が、当該勧告に従わない場合において必要があると認めるときは、その旨及び勧告の内容を公表することができる。	第13条　区長は、前条第１項の規定により回収容器の設置に係る勧告を受けた者が、当該勧告に従わない場合において必要があると認めるときは、その旨及び勧告の内容を公表することができる。
2　区長は、第14条第２項の規定による措置命令を受けた者が、当該措置命令に従わない場合において必要があると認めるときは、その旨、措置命令の内容、氏名及び住所を公表することができる。	
3　区長は、前２項の規定による公表を行う場合には、前条第１項の規定による勧告を受けた者及び第14条第２項の規定による措置命令を受けた者に対し、あらかじめ意見を述べる機会を与えなければならない。	2　区長は、前項の規定による公表を行う場合には、前条第１項の規定による勧告を受けた者に対し、あらかじめ意見を述べる機会を与えなければならない。
4　区長は、第２項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ審査会の意見を聴かなければならない。	
（措置命令）	（措置命令）
第14条　区長は、第12条第２項の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に従わないときは、期限を定めて、雑草を除去することを命ずることができる。	第14条　区長は、第12条第２項の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に従わないときは、期限を定めて、雑草を除去することを命ずることができる。
2　区長は、第12条第３項の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に従わないときは、期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。	
3　区長は、前項の規定による措置命令をしようとするときは、あら	

改正後	改正前
かじめ審査会の意見を聴かなければならない。	
（代執行）	（代執行）
第15条　区長は、前条第１項の規定による措置命令を受けた者がこれを履行しないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の規定により、自ら当該空き地の雑草を除去し、又は第三者にこれを行わせ、その費用を空き地の所有者等から徴収することができる。	第15条　区長は、前条の規定による措置命令を受けた者がこれを履行しないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の規定により、自ら当該空き地の雑草を除去し、又は第三者にこれを行わせ、その費用を空き地の所有者等から徴収することができる。
（立入調査等）	（立入調査等）
第16条　区長は、第12条第１項及び第２項の規定による指導若しくは勧告、第14条第１項の規定による措置命令又は前条の規定による代執行を行うため必要があると認めるときは、職員をして事業所又は空き地に立ち入って調査させ、又は関係人に質問させることができる。	第16条　区長は、第12条の規定による指導若しくは勧告、第14条の規定による措置命令又は前条の規定による代執行を行うため必要があると認めるときは、職員をして事業所又は空き地に立ち入って調査させ、又は関係人に質問させることができる。
２　区長は、給餌による迷惑行為が行われている疑いがあるとき又はこの条例の施行のために必要があると認められるときは、職員をして必要な調査をさせ、又は関係人に質問させることができる。	
３　前２項の規定により調査又は質問を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。	２　前項の規定により調査又は質問を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
４　第１項及び第２項の規定による立入調査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。	
（世田谷区生活環境審査会）	
第17条　第12条第３項の規定による勧告、第13条第２項の規定による公表、第14条第２項の規定による措置命令、並びに前条第１項及び第２項の規定による立入調査及び質問の実施について、区長の諮問に応じて調査審議するため、区長の附属機関として、審査会を設置する。	
２　審査会は、学識経験を有する者、区民その他必要があると認める者のうちから、区長が委嘱する委員７人以内をもって組織する。	

改正後	改正前
3　委員の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。	
4　審査会に会長及び副会長各１人を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。 5　会長は、審査会を代表し、会務を総理する。 6　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 7　会長及び副会長の双方に事故があるとき、又はその双方が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が会長の職務を代理する。 8　審査会は、区長が招集する。 9　審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。 10　審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、会長の決するところによる。 11　審査会は、審査のため必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はその者から必要な資料の提供を求めることができる。 12　委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。	
13　前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。	
（雑草の除去の委託）	（雑草の除去の委託）
第18条　空き地の所有者等は、自ら雑草を除去することができないときは、区長にこれを委託することができる。	第17条　空き地の所有者等は、自ら雑草を除去することができないときは、区長にこれを委託することができる。
（罰則）	（罰則）
第19条　第14条第２項の規定による措置命令に違反した者は、〇〇以下の罰金に処する。	第18条　推進地区内において、第７条第１項の規定に違反した者は、20,000円以下の罰金に処する。
2　第16条第２項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又	

改正後	改正前
は質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、〇〇以下の罰金に処する。	
3　推進地区内において、第７条第１項の規定に違反した者は、20,000円以下の罰金に処する。	
（両罰規定）	
第20条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、当該法人又は人の業務に関し、前条第１項及び第２項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、当該法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。	
（適用上の注意）	（適用上の注意）
第21条　この条例は、清潔できれいな、かつ、安全で快適なまちづくりを推進し、区民の生活環境の向上を図るために適用されるべきものであって、これを拡張して解釈してはならない。	第19条　この条例は、清潔できれいな、かつ、安全で快適なまちづくりを推進し、区民の生活環境の向上を図るために適用されるべきものであって、これを拡張して解釈してはならない。
（委任）	（委任）
第22条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。	第20条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
附　則	附　則
（施行期日）	（施行期日）
1　この条例は、平成10年４月１日から施行する。ただし、第９条の規定は第８条第２項に規定する推進地区を定める条例（以下「推進地区条例」という。）の施行の日から、第19条第３項の規定は推進地区条例の施行の日から起算して６月を経過した日から施行する。	1　この条例は、平成10年４月１日から施行する。ただし、第９条の規定は第８条第２項に規定する推進地区を定める条例（以下「推進地区条例」という。）の施行の日から、第18条の規定は推進地区条例の施行の日から起算して６月を経過した日から施行する。
（あき地の管理の適正化に関する条例の廃止）	（あき地の管理の適正化に関する条例の廃止）
2　あき地の管理の適正化に関する条例（昭和45年10月世田谷区条例第40号）は、廃止する。	2　あき地の管理の適正化に関する条例（昭和45年10月世田谷区条例第40号）は、廃止する。
（罰則の適用）	（罰則の適用）
3　推進地区条例の施行の日後に新たに定められたそれぞれの推進地区内においては、第19条第３項の規定は、当該推進地区の指定に係	3　推進地区条例の施行の日後に新たに定められたそれぞれの推進地区内においては、第18条の規定は、当該推進地区の指定に係る推進

改正後	改正前
る推進地区条例を改正する条例の規定の施行の日から起算して６月を経過した日以後にした第７条第１項の規定に違反する行為について適用する。	地区条例を改正する条例の規定の施行の日から起算して６月を経過した日以後にした第７条第１項の規定に違反する行為について適用する。
附　則（平成11年10月１日条例第39号）	附　則（平成11年10月１日条例第39号）
この条例は、平成11年11月１日から施行する。	この条例は、平成11年11月１日から施行する。
附　則（平成12年３月13日条例第34号）	附　則（平成12年３月13日条例第34号）
この条例は、平成12年４月１日から施行する。	この条例は、平成12年４月１日から施行する。
附　則（平成16年３月12日条例第11号）	附　則（平成16年３月12日条例第11号）
この条例は、平成16年４月１日から施行する。	この条例は、平成16年４月１日から施行する。
附　則（平成30年３月６日条例第24号）	附　則（平成30年３月６日条例第24号）
（施行期日）	（施行期日）
１　この条例は、平成30年４月１日から施行する。ただし、第２条の規定は、同年10月１日から施行する。	１　この条例は、平成30年４月１日から施行する。ただし、第２条の規定は、同年10月１日から施行する。
（世田谷区環境美化推進地区の指定に関する条例の一部改正）	（世田谷区環境美化推進地区の指定に関する条例の一部改正）
２　世田谷区環境美化推進地区の指定に関する条例（平成11年３月世田谷区条例第８号）の一部を次のように改正する。	２　世田谷区環境美化推進地区の指定に関する条例（平成11年３月世田谷区条例第８号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）	（次のよう略）
附　則（令和８年３月４日条例第６号）	附　則（令和８年３月４日条例第６号）
この条例は、令和８年７月１日から施行する。	この条例は、令和８年７月１日から施行する。
附　則（令和９年３月〇日条例第〇号）	
この条例は、令和９年４月１日から施行する。	